

平成21年6月15日現在

研究種目：若手研究（B）  
 研究期間：2006～2008  
 課題番号：18700513  
 研究課題名（和文）  
 男性の立場からみたスポーツ環境のセクシュアル・ハラスメントに関する社会学的研究  
 研究課題名（英文）  
 Sociology of Sexual Harassment inside of Sport Settings: From Male's Point of View  
 研究代表者  
 高峰 修（TAKAMINE OSAMU）  
 明治大学・政治経済学部・講師  
 研究者番号：10409493

## 研究成果の概要：

本研究では、スポーツ環境で起こったセクシュアル・ハラスメント事件のうちメディアで取り上げられた3件に着目し、裁判資料を含めた関連資料の収集、関係者への聞き取り調査の結果から各事件の経緯と背景、特殊性について検討した。またその際にはジェンダーの視点を取り入れ、多くの場合で加害者や関係者である“男性”と被害者である“女性”の主張や弁明にどのような食い違いが生じるのかについて分析した。

## 交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	600,000	0	600,000
2007年度	500,000	0	500,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	210,000	2,010,000

研究分野：スポーツ社会学

科研費の分科・細目：健康・スポーツ科学、スポーツ科学

キーワード：スポーツ環境、セクシュアル・ハラスメント、ジェンダー

## 1. 研究開始当初の背景

社会におけるセクシュアル・ハラスメントの問題は、労働や教育の分野において積極的に検討されてきた。他方、スポーツ環境におけるセクシュアル・ハラスメント事件は、時としてメディアに取り上げられ世間を賑わせてきた。しかし、個々の事例が学術調査の対象として取り上げられ、各事件の経緯や背景、そしてスポーツ環境下のセクシュアル・ハラスメントとしての特殊性について検討されてはこなかった。そのため、メディア報道や世間の視線は各事件のスクランダラスな部分に集中してきたといえる。

ところで、スポーツ環境のセクシュアル・

ハラスメント問題に関して、諸外国においては1990年代から学術調査・研究がすすめられてきた。そしてセクシュアル・ハラスメントの概念定義に始まり、質問紙を用いた量的研究、個々の事例を取り上げた質的研究を通じて、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合の状況や被害内容、加害者の属性、問題への対処などの現状が把握されている。さらにはこうした問題への対策として倫理規定の策定に取り組む研究者もいる。

他方、日本国内の状況は上述の通りであり、体罰を含めた“嫌がらせ”という文脈での報告や海外の研究の紹介は見られるものの、スポーツ環境におけるセクシュアル・ハラスメ

ント問題に体系的に取り組んだ調査研究は始まったばかりである。近年の調査研究としては、吉川ら（「スポーツにおいて女子学生が経験するセクシュアル・ハラスメントの現状とその特殊性」2005）がある。この調査研究は表題の通り、女子大学生のセクシュアル・ハラスメント経験に焦点を絞り、質問紙を用いて数値データを収集し、統計的に分析するアプローチをとっている。

## 2. 研究の目的

以上の現状をふまえ、本研究では、スポーツ環境におけるセクシュアル・ハラスメント事件のうち代表的な3つの事例に着目した。こうした問題を解決するためには、スポーツに関わる人々の意識や考えを幅広く把握することもさることながら、個々の事件を深く掘り下げて検討し、そこにあるスポーツ界特有の特殊性を抽出する必要があると考えたからである。さらに、セクシュアル・ハラスメントの問題には常に加害者が存在しており、現状では多くの場合、その加害者は男性である。この問題の根本的な解決を視野に入れるならば、多くの場合で加害者となりうる男性たちの意識や考えを把握する必要があるだろう。

したがって、個々のセクシュアル・ハラスメント事件の加害者たちの声は貴重な資料となる。さらには同時に被害者たちの声を聞き取ることによって、両者の意識や考えの間にあるギャップを理解することができる。またセクシュアル・ハラスメントのような社会問題は、加害者や被害者という当事者だけの人間関係によって生じるわけではなく、彼ら／彼女らを取り巻く親族や関係者をも含めた相互作用によって作り上げられていく。そこで、本研究ではスポーツ環境下で生じたセクシュアル・ハラスメント事件について検討するにあたって、加害者、被害者、そして関係者に対して聞き取り調査を行い、上述のような各事例の特殊性について検討した。以上の本研究の目的をまとめると次のようになる。

- (1) スポーツ環境におけるセクシュアル・ハラスメント事例について、その経緯や背景についてまとめ、さらに各事例の特殊性について検討する。
- (2) 事例の検討に際しては、多くの場合に加害者となる男性の主張と、それに対する被害者の主張との相異に焦点をあてる。
- (3) 関連する資料に加えて、事件に関わった人物から聞き取り調査を行い、当事者や関係者の相互作用についても視野に入れる。

## 3. 研究の方法

### (1) 調査の対象となる事例

- ①事例1：1999年の熊本国体でおこった日本クレ射撃協会役員によるセクシュアル・ハラスメント疑惑事件
- ②事例2：2000年にA県B市の公立高校で起こった陸上部元監督による強制わいせつ事件
- ③事例3：2005年にC県D市の私立高校で起こった野球部元監督による全裸ランニング強要事件

### (2) 関連資料の収集

3つの事例を通じて、各事例を報道した新聞記事、関係者の間で取り交わされた書類を収集し、また事例2に関しては、A地方検察庁B支部に保管されている裁判資料を閲覧した。

### (3) 当事者・関係者からの聞き取り調査

3つの事例における当事者・関係者から聞き取り調査を行った。各事例の聞き取り調査対象、並びに調査時間は次のとおりである。

- ① 事例1
  - ・ 被疑者とされた男性（約90分）
- ② 事例2
  - ・ 裁判傍聴というかたちで事件に関わった市民団体の代表者、女性（約150分）
  - ・ 事件を報道した大手新聞社の記者、男性（約90分）
- ③ 事例3
  - ・ 加害者の元監督、男性（120分と90分、計210分）
  - ・ 元部員E、男性（約75分）
  - ・ 元部員F、男性（約90分）
  - ・ 保護者G、女性（約120分）
  - ・ 保護者H、男性（約75分）

## 4. 研究成果

### <事例1>

本事例は、1999年の熊本国体でおこった日本クレ射撃協会役員によるセクシュアル・ハラスメント疑惑事件である。新聞報道はこの事件を、ボランティアとして競技運営の手伝いをしていた開催地の中学生が、被疑者となった（社）日本クレ射撃協会役員から「性的な言葉を投げかけられたり、体をさわられたりした」と報告した。しかし協会が設置した調査委員会は、当該役員がセクシュアル・ハラスメントを行ったとはいえないという結論に達している。またこの役員は、国体開催地である県と町を被告とする民事訴訟を起こすが、役員が県と町から謝罪を受けることによって和解が成立している。この事例は、国民体育大会という年に一度のスポー

ツ・イベントにおける一時的な人間関係の中で生じた。事件の背後にある要因として次の点を上げることができる。

- ① クレー射撃協会という組織が、既にセクシュアル・ハラスメント事件を経験していたにもかかわらず対策を講じていなかった。
- ② 国体にボランティアとして参加する地元中・高校生の動機付けは極めて低く、競技団体役員との間に軋轢が生じている。
- ③ スポーツ組織における危機管理体制が整っていない。

もし事件が起こる前に倫理的な環境を整える政策が実現していれば、協会は罪のない役員を守ることができ、理事が総辞職する必要もなかったに違いない。こうした事例は、スポーツ統括団体において倫理的な環境を整えることが、暴力やセクシュアル・ハラスメントなど様々な事件の被害者だけでなく、加害者、さらに組織自体を守ることを示している。

#### <事例2>

本件の概要は、2000年にA県B市の公立高校で陸上部元監督が合宿練習中に、指導をしていた女子高校生に対してわいせつな行為を強要した、というものである。日本のスポーツ界において刑事裁判に持ち込まれた数少ない事例の一つであり、最終的に日本陸上競技連盟が「倫理に関するガイドライン」を策定するきっかけとなった事件である。

A地方裁判所B支部は、この事件の加害者に懲役2年4月の実刑判決を言い渡した。その後、控訴審・上告審いずれにおいても棄却され、加害者の実刑判決が確定している。

この事件に関しては、以下の点を特徴として見出すことができる。

- ① 加害者となった元監督が著名な人物であり、それなりの社会的地位とともに権力も有していたであろうこと。
- ② 被害者の家族が加害者に絶対的な信頼を寄せており、事件の発覚を阻害したこと。
- ③ 事件発生後の地元新聞社による報道が消極的であったこと。
- ④ 裁判の対象となった行為以外に、マッサージや、同じ部屋に宿泊するなど、セクシュアル・ハラスメントになりうる行為が蔓延していた。

また、地元の市民団体による裁判傍聴や報道機関への働きかけなどの活動が、本件の展開に影響を及ぼしたと考えられる。

#### <事例3>

本事例は2005年に、C県D市の私立高校

で起こった野球部元監督による全裸ランニング強要事件である。自校のグラウンドにて練習終了後の夕方に、元監督の指示の元、部員約40名が全裸になりグラウンドを数周、ランニングしたとされる。この事例は、加害者と被害者いずれも男性であるといった点で特異な例である。のちに加害者である元監督は逮捕、在宅起訴され、懲役1年6月執行猶予3年の有罪判決を受ける。

こうした事件が生じてしまった背景には、以下のような要素がある。

- ① 甲子園出場によって人気と生徒を得ようとする私立学校の経営戦略があった。
- ② そのために県外から生徒をスカウトしたが、県内と県外の生徒間で内部分裂が生じてしまった。
- ③ 学校とグラウンド、寮という世間から隔離された空間で生徒が日常生活を送っており、部内でしか通用しない慣習や価値観ができあがっていた。

ところで、本事例で問題となった男子部員による全裸のランニングには、これまで見てきたようなセクシュアル・ハラスメントとは異なった意味を見出せる。全裸であることはセクシュアルな要素を多分に含んでいるともいえるが、そこにセクシュアルな欲望は感じられなかった。他方、元監督は全裸でのランニングを指示した理由の一つを「気持ちを高揚させる」ため、団結力を高めるためと話している。また監督の指示によって実際に全裸ランニングを体験した元部員は、全裸ランニングは部員の「共有体験」であり、終わった後に部員間のコミュニケーションがよくなったと述べている。さらにもう一人の元部員も、こうした「裸のつきあい」は必要だと話しており、必ずしも否定的に捉えていない様子がうかがわれる。

これは、セシヴィック（2001）が言うところの“ホモ・ソーシャルな関係”、つまり男性社会に見出される精神的な強い繋がりだと考えられる。このホモ・ソーシャルな関係においては、女性嫌悪と同時に同性愛嫌悪という特徴が見られる。高校野球において主役はあくまでも男子であり、女子が男子と一緒に選手としてプレーすることはなく、唯一の役割はマネージャーである（女性嫌悪）。また、全裸になることは同性愛を想像させるかもしれないが、全裸ランニングは一見するとホモ・ソーシャルな関係を破壊する行為として捉えられる。しかしそうではなく、人前で全裸になることによって同性愛でないことを逆説的に示し、そうした状況下においてこそ強固なホモ・ソーシャルな関係が築き上げられるのだと考えられる。

本事例は、同性間のセクシュアル・ハラスメントという一般的ではない特徴を持つが、全裸でランニングをするという行為が、実はホモ・ソーシャルな関係を築く機能を果たしたと考えることができる。スポーツ環境においては、ロッカールームやシャワー室など人前で裸になる場面が比較的多いと思われる。こうした「裸のつきあい」が、ホモ・ソーシャルな関係の構築にどのように関わっているのか、さらに検討をすすめる必要があるだろう。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 高峰修・白井久明 (2009) 「スポーツ環境におけるセクシュアル・ハラスメント事例の研究 (2) —高校陸上部元監督わいせつ事件を例として—」 明治大学教養論集, 440:15-33. (査読なし)
- ② 高峰修 (2007) 「スポーツ環境におけるセクシュアル・ハラスメント事例の研究 (1) —熊本国体クレール射撃協会事件を例として—」 明治大学教養論集, 424:93-109. (査読なし)
- ③ 高峰修 (2007) 「スポーツ統括組織における倫理に関する環境整備の必要性—セクシュアル・ハラスメント事件を事例として—」 スポーツ産業学研究, 17:57-64. (査読あり)

[学会発表] (計1件)

- ① 高峰修 「スポーツ環境におけるセクシュアル・ハラスメント事例の研究 (1) —熊本国体クレール射撃協会事件—」 日本体育学会第58回大会, 2007年9月5日, 神戸大学

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

[その他]

なし

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

高峰 修 (TAKAMINE OSAMU)

明治大学・政治経済学部・講師

研究者番号: 10409493

(2) 研究分担者  
なし

(3) 連携研究者  
なし

以上